

平成21年12月3日付け監査委員告示第7号公表分

(1) 環境部

ア 環境保全課

監査の結果	電気自動車（平成10年12月24日取得）について、バッテリー交換に相当の経費を要するため、自動車検査登録を一時抹消の上、保管したままとなっているが、当該自動車の保有の在り方を検討されたい。
措置の要旨	当該自動車については、バッテリー交換等に相当の経費を支出してまで修理する価値もなく、保有の在り方を検討した結果、平成22年9月15日に、津市物品会計規則第18条の規定に基づき、物品返納届により会計管理者に返納した。

(2) 農林水産部

ア 農林水産政策課

監査の結果	<p>地区農政推進協議会交付金について、平成19年度定期監査等結果報告において、当該交付金の精算措置（剰余金の返還）が行われないことの見直し及び効果の検証について所見を述べているが、市内12の地区農政推進協議会は平成19年度決算で総額約323万円の次年度繰越金が生じていたにもかかわらず、市は平成20年度も総額215万円の交付金を交付している。</p> <p>さらに、平成20年度決算の状況を見ると、交付金の全額を次年度に繰り越している協議会のほか、交付金の使途として妥当を欠く支出がある協議会があった。</p> <p>これらのことから、当該交付金の在り方について、早急に見直しを検討されたい。</p>
措置の要旨	<p>市内12の地区農政推進協議会に交付した地区農政推進事業交付金について、各協議会に対し、平成21年度決算で生じた剰余金の返還を求め、平成22年5月24日に、総額で223万3,274円の返還があった。</p> <p>また、同交付金制度については、より適正な予算の執行を図る観点から見直しを行い、平成22年度は、各地区における農政の推進を図るために必要と認める事業を対象に、その経費の2分の1を助成する地区農政推進事業補助金に改めた。</p>

